

新花巻図書館建設候補地選定に係る

意見集約等運営業務委託プロポーザル実施要領



令和6年7月

岩手県花巻市

1 業務の目的

花巻市では、平成 29 年に市民参画を経て策定した新花巻図書館整備基本構想に基づく基本計画の策定のため、令和 3 年度から、「新花巻図書館整備基本計画試案検討会議（以下「試案検討会議」という。）」において、図書館サービスや機能のほか、建設場所について専門的見地から検討を進めてきた。

令和 4 年度には、その検討の状況等について市民説明会や市内団体・高等学校等において説明し、建設場所については、花巻駅前のスポーツ用品店の場所を希望する意見が多い一方で、旧総合花巻病院の場所を希望する意見も多く、現時点で建設場所についての市民の意見集約はできていないと捉えている。市民の中には、両方の候補地に整備する場合の事業費などが示されないと比較できないというような意見もあったことから、現在、新花巻図書館建設候補地比較調査業務（工期：令和 6 年 1 月 18 日～10 月 15 日）を委託し、建設候補地 2 か所の概算事業費の算定やイメージパース等、建設候補地の比較資料の作成を進めているところである。

本業務では、建設候補地ごとの比較調査資料を用いて、市民に各候補地の利点や課題について理解を深めてもらうとともに、市民同士の対話を通じて、それぞれの市民の意見や考え方を共有する機会を提供し、最終的にどちらの場所が良いか意見交換をする中で、その過程を含めて明文化することで、市が建設候補地の絞り込みをするにあたっての判断材料をつくりあげることが目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

新花巻図書館建設候補地選定に係る意見集約等運營業務

(2) 業務内容

本要領及び別紙「新花巻図書館建設候補地選定に係る意見集約等運營業務委託仕様書(案)」に記載のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 6 年 12 月 13 日

(4) 提案上限額

9,922,000 円（税込）

上記の額は、本業務に関する費用の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

また、本業務は、契約候補者の企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、契約にあたっては、発注者と契約候補者で協議の上、見直すものとする。

3 参加資格等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、参加申込書の提出日現在において、次に掲げる全ての資格要件を満たす者とする。また、参加申込書の提出以後、審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

また、複数者による合同提案もすることができる。その場合は、構成するいずれかが審査結果の決定日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた時点で失格とする。

- ア 花巻市指名競争入札参加資格名簿に登録されていること。ただし、4（1）イに定める書類を提出し、審査を経て参加資格を有すると認められた場合には、この限りではない。
- イ 国や地方自治体における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けている者でないこと。
- ウ 花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号の暴力団等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- カ 市民が自由に意見交換できるような会議等の企画・運営を行い、参加者の意見を取りまとめた業務（以下「同種の業務」という。）を過去に受託し、完了した実績があること。
- キ 打ち合わせ・協議に出席でき、市と緊密な連絡調整が可能な体制であること。

（2）協力者（協力事務所）

参加申込者が必要と判断する場合は、仕様書（案）4（2）ウに記載するファシリテーターの確保や意見の取りまとめ作業などに、技術的支援を得ることを目的に協力者（協力事務所）を置くことができる。

協力者（協力事務所）は、他の参加申込者との重複も可とするが、協力者（協力事務所）は単体の資格者として本業務に参加することはできないものとする。

（3）合同提案

合同提案をする場合は、共同企業体を結成するものとする。また、当該共同企業体における代表者及び運営形態を明確にするため、共同企業体協定書を締結するものとする。

4 参加資格審査に関する提出書類及び提出方法等

（1）提出書類

ア 花巻市指名競争入札参加資格名簿に登録されている者

（ア）プロポーザル方式参加申込書（様式 1）

（イ）会社概要書（様式 2）

（ウ）業務実績調書（様式 3）

（エ）財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費の明細書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」について、直近 3 年分）

イ 花巻市指名競争入札参加資格名簿に登録がない者

- (ア) プロポーザル方式参加申込書（様式1）
- (イ) 会社概要書（様式2）
- (ウ) 業務実績調書（様式3）
- (エ) 財務諸表（「貸借対照表」、「損益計算書」、「販売費及び一般管理費の明細書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」について、直近3カ年分）
- (オ) 定款・会則等
- (カ) 商業登記簿謄本又は事業所証明書
- (キ) 印鑑証明書（直近1カ月以内のもの）
- (ク) 国税及び地方税の納税証明書（税の未納がないことを証明するもの）
- (ケ) 花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）第2条第5号に規定する暴力団に該当しないことの誓約書（様式4）

ウ 共同企業体を結成し、合同提案をする者

- (ア) 共同企業体の各構成員は、花巻市指名競争入札参加資格名簿への登録の状況に応じ、上記ア又はイの書類を提出するものとする。
- (イ) 共同企業体協定書
共同企業体協定書は任意様式とするが、協定書の作成にあたっては、花巻市特定建設工事共同企業体事務取扱要領様式第2号（花巻市ホームページ上で公開）を参考にすること。

(2) 提出方法等

参加資格審査に関する提出書類は、各1部を下記提出場所に直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時の間に提出すること。

ア 受付期間

令和6年7月9日（火）～令和6年7月19日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
花巻市役所 生涯学習部新花巻図書館計画室

(3) 審査結果の通知

参加資格の審査の結果は、審査終了後に参加申込書に記載された住所（合同提案の場合、当該共同企業体の代表者の住所）に「参加資格結果通知書」を送付する。

5 企画提案審査の提出書類及び提出方法

参加資格審査の結果、参加資格があると認められた者は、次に記載する企画提案に係る書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- (ア) 企画提案書は、原則、A4判の両面印刷とするが、補足資料等においては、必要に応じ折り込みA3判を可とする。
- (イ) 企画提案書のページ数に制限は設けませんが、以下の項目を含めて明瞭簡潔に作成すること。

- a 仕様書（案）「4 業務内容」に記載した事項について、それぞれどのような手法で行うか具体的な内容を記載すること。
- b 独自提案事項は、一般的な手法についても触れながら独自の提案内容を具体的に記載すること。
- c 過去の実績は、単に実施日や案件名のみならず、その企画内容や運営の考え方、参加者選定方法などを含めてその概要を記載すること。

イ 業務従事者の一覧

本業務にあたる従事者区分（業務責任者、担当者等）のほか、各々について担当する内容、役割や業務体制図等を明記すること。

ウ 見積書及び積算内訳書

本見積額の金額をもって契約金額とするものではない。

(2) 提出方法等

企画提案審査に関する提出書類は、各 11 部を下記提出場所に直接持参又は郵送（簡易書留とし、締切日必着とすること）により提出すること。なお、持参する場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時の間に提出すること。

なお、企画提案書は、正本 1 部と副本 10 部とし、企業名の記載、押印等は、正本のみに行い、副本については企画提案者を特定することができる内容（具体的な会社名及び記号等）の記述を行わないこと。

ア 受付期限

令和 6 年 7 月 29 日（月）午後 5 時（必着）

イ 提出場所

〒025-8601 岩手県花巻市花城町 9 番 30 号
花巻市役所 生涯学習部新花巻図書館計画室

(3) 留意事項

- ア 審査の際、専門知識のない者も理解できるよう、専門用語を使用する際は脚注をつけること。また、可能な限り平易な表現で分かりやすい記載内容とすること。
- イ 本業務の企画提案にあたっては、花巻市まちづくり基本条例（平成 20 年花巻市条例第 24 号）及び花巻市市民参画条例（令和 5 年花巻市条例第 34 号）の趣旨に基づいた提案とすること。

6 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について、不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

(1) 受付期間

公告日～令和 6 年 7 月 16 日（火）午後 5 時

(2) 質疑方法

質問書（様式 5）に記入の上、電子メールにて送信すること。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答については、随時、質問者に電子メールで回答するとともに花巻市ホームページにおいて公開する。また、受付期間終了後に全ての質問内容と

その回答を取りまとめたものを参加事業者全員に電子メールで送付するとともに花巻市ホームページで公開する。

(4) 受付先

花巻市役所 生涯学習部新花巻図書館計画室

E-mail : new-library-pj@city.hanamaki.iwate.jp

7 審査項目及び配点

(1) 審査・選考の方法

- ア 審査は、提出された書類の審査及び提案事業者へのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、市が設置するプロポーザル選定委員会により審査を行う。
- イ 提案事業者が6者以上の場合には、2段階で審査を行う。一次審査（書類審査）の評価結果上位5者が二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）に進み、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。なお、参加者が6者未満の場合は、一次審査及び二次審査の合計点で契約候補者を決定する。
- ウ 審査の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容を基に契約締結に向けて具体的な条件等について協議を行うものとする。
- エ 期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。ただし、次点者との契約締結を確約するものではない。
- オ 契約候補者等の審査に関する詳細日程は、提案事業者に対し別途通知する。
- カ 選定委員会に関する事項は、「新花巻図書館建設候補地選定に係る市民会議等運営業務委託プロポーザル選定委員会設置要領」に定める。
- キ 応募者が1社のみであっても、最低基準点の400点を超えた場合は、契約候補者とする。
- ク 審査結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の概要

プレゼンテーションは1社あたり30分とする。なお、プレゼンテーションは、実際に業務に従事する者が行うこと。概要説明について、所定の時間を超過した場合は、途中で打ち切る場合があるので、留意すること。

- ア 準備 5分
- イ 提案書による概要説明 15分
- ウ 委員によるヒアリング 15分
- エ 片付け 5分

(3) 評価項目及び評価基準

審査の評価項目、評価の着眼点及び配点は、次のとおりとする。(110点×6名=660点)

ア 一次審査

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者は、「同種の業務」に対し十分な実績があるか ※同種の業務：実施要領3（1）カ	10
2	提案者の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・「同種の業務」の実績について、実施背景や意見の取りまとめ方法について具体的に示されているか ※同種の業務：実施要領3（1）カ	10
3	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・経営状況に懸念が認められないか 	10

イ 二次審査

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	目的と適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が本業務の目的にどれだけ適合しているか ・提案内容が本業務の範囲や要件を正確に理解しているか 	10
2	作業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各段階で実施する内容が明確化されており、業務の流れが具体的にイメージできる記載となっているか ・会議の開催回数及び各回で実施する具体的なプログラムが記載されているか ・上記を踏まえ作業計画について効果的かつ実現可能なスケジュールが提案されているか 	10
3	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要なリソースや技術が適切に確保されているか ・ファシリテーター等の人員が想定されているか 	10
4	提案者の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・「同種の業務」の実績について、実施背景や意見の取りまとめ方法について具体的に示されているか ※同種の業務：実施要領3（1）カ	10
5	創造性・独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が意見を自由に発言でき、お互いの意見を尊重できるような手法について、新規性や独自性を持った提案がされているか ・同手法に係る独自性の根拠について明確になっているか 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・会議参加者の選定について、年齢層・居住地域の偏りが生じないよう工夫した提案がされているか 	10

		・仕様書(案)にない有益な提案がなされており、会議で出た意見の取りまとめ方法について独自性をもった提案がなされているか	10
6	見積額	・提案された体制、内容に見合った金額が算出されているか ・積算内訳書等、積算根拠が明確になっているか ・極端に安価な金額ではないか	5
7	プレゼンテーション	・企画提案の内容について、わかりやすいか ・論理的かつ的確な説明か ・委員からの質問について、的確な回答をしているか	5

8 スケジュール

(1) プロポーザルのスケジュール(予定)

内容	日時
実施要領の公開	令和6年7月9日(火)
参加申込の受付	令和6年7月9日(火) ～令和6年7月19日(金)午後5時
参加資格審査期間	令和6年7月9日(火) ～令和6年7月26日(金)
質疑受付期間	令和6年7月9日(火) ～令和6年7月16日(火)午後5時
企画提案書の提出期限	令和6年7月29日(月)午後5時
審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和6年8月1日(木)
審査結果通知 見積書及び積算内訳書の徴収	令和6年8月6日(火) ～令和6年8月13日(火)
見積書及び積算内訳書の審査	令和6年8月13日(火) ～令和6年8月23日(金)
契約締結	令和6年8月下旬

(2) 業務のスケジュール(予定)

内容	日時
業務工程表等提出 ※仕様書(案)5「業務着手前に提出する書類」に記載	令和6年8月下旬
会議の実施準備	令和6年8月下旬～10月中旬
会議の実施	令和6年10月下旬～11月下旬までの間で3回程度

会議結果の取りまとめ	令和6年11月下旬～12月中旬
成果品の提出	令和6年12月中旬

9 その他留意事項

(1) 契約に関する基本的事項

- ア 本件の提案に基づく契約の件名は、「新花巻図書館建設候補地選定に係る意見集約等運営業務」とする。
- イ 契約交渉相手方の選定をもって企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。契約候補者決定後、企画提案内容の仕様書（案）への反映等について、市と協議を行い、項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映し、再度見積合わせを行う。
- ウ 契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）の規定による。

(2) プロポーザルに係る留意事項

- ア 辞退する場合、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。
- イ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
次のいずれかに該当した場合、失格又は無効とする。
 - (ア)「3 参加資格等」を満たしていない場合
 - (イ)提出期限を過ぎて企画提案書類が提出された場合
 - (ウ)本要領に適合しないと認められる場合
 - (エ)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - (オ)本要領に定める手続き以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
 - (カ)参考見積額が提案上限額を超えている場合
 - (キ)その他定める手続、方法等を遵守しない場合
- ウ 提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- オ 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外で使用しない。
- カ 本市から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- キ この募集に伴い収集した個人情報、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- ク 本件に係る情報公開請求があった場合には、花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- ケ 本プロポーザルに要した経費は、全て応募者の負担とする。

10 担当部署

花巻市生涯学習部新花巻図書館計画室 担当 高橋、多田、幅下
〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
電話：0198-41-3615 FAX：0198-24-0259
E-mail：new-library-pj@city.hanamaki.iwate.jp

(様式1)

年 月 日

花巻市長 上田 東一 様

所在地

会社名

代表者 職

氏名

印

プロポーザル参加申込書

新花巻図書館建設候補地選定に係る意見集約等運営業務委託プロポーザル実施要領に基づき、
下記のとおり参加を申し込みます。

記

1 業務名 新花巻図書館建設候補地選定に係る意見集約等運営業務

2 花巻市競争入札等参加資格者名簿 【 登録あり ・ 登録なし 】

3 添付書類

- ・会社概要書(様式2)
- ・財務諸表
- ・業務実績調書(様式3)

※上記2で【登録なし】の場合は、以下の書類も添付すること。

- ・定款・会則等
- ・商業登記簿謄本又は事業所証明書
- ・印鑑証明書(直近1か月以内のもの)
- ・国税及び地方税の納税証明書(税の未納が無いことを証明するもの)
- ・花巻市暴力団排除条例(平成27年花巻市条例第52号)第2条第5号に規定する暴力団等に該当しないことの誓約書(様式4)

<連絡先担当者> 所 属:

氏 名:

電話番号: ()

メールアドレス:

(様式2)

会社概要書

提案者名 (団体名)			
本社所在地			
代表者職氏名		創業年月	
資本金	万円	従業員数	
本業務を担当する 支店・営業所等 責任者名・連絡先			
財務諸表	・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 販売費及び一般管理費の明細 ・ 製造原価明細 ・ 個別注記表 } を最新3年分添付してください。		

- ・ 上記の欄に記入の上、パンフレット等の会社概要がわかるものを添付してください。
- ・ 参加申込書の提出日現在のものを記載してください。
- ・ 合同提案の場合は、合同する企業ごとに提出願います。

(様式3)

業 務 実 績 調 書

会社名 _____

1 過去に、同種の業務を受託し、完了した実績について記入してください。

※同種の業務については、実施要領3（1）カを参照すること。

※「業務内容」について、実施背景、意見の取りまとめ方法及び各回の会議等への参加人数を
全て記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

【業務実績の一覧】

No.	業務名	契約期間	契約金額	業務内容
1		年 月から 年 月まで	千円	
2		年 月から 年 月まで	千円	
3		年 月から 年 月まで	千円	
4		年 月から 年 月まで	千円	
5		年 月から 年 月まで	千円	

No.	業務名	契約期間	契約金額	業務内容
6		年 月から 年 月まで	千円	
7		年 月から 年 月まで	千円	
8		年 月から 年 月まで	千円	
9		年 月から 年 月まで	千円	
10		年 月から 年 月まで	千円	

(様式4)

年 月 日

花巻市長 上田 東一 様

(ふりがな)
商号又は名称
代表者職氏名
住 所

印

暴力団等に該当しないことの誓約書

私は、花巻市が花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号。以下「条例」という。）に基づき、業務委託等の発注により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団等を排除していることについて、別紙1参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

1. 私は、条例第2条5号に規定する暴力団等のいずれにも該当しません。
2. 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、花巻市から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
3. 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、本誓約書、その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を花巻警察署に提供することに同意します。
4. 私は、花巻警察署からの通知又は花巻市からの照会に対する花巻警察署からの回答により、本誓約書1に該当することが確認された場合、プロポーザル参加資格の不認定その他の排除措置に従います。

— 参 照 —

1. **暴力団** その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。
2. **暴力団員** 暴力団の構成員をいいます。
3. **暴力団員等** 暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
4. **暴力団経営支配法人等** 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいいます。
5. **その他** 上記3及び4の者であることを知りながら次に掲げる行為を行った者も該当します。
 - (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすること等、暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
 - (2) 暴力団員を雇用している者
 - (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
 - (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)の行為を行う者であると知りながら、その者に下請等をさせる者

○花巻市暴力団排除条例（平成27年花巻市条例第52号）抜粋

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) ～ (4) [略]
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団経営支配法人等をいう。
- (6) ～ (9) [略]

（公共工事の発注等における措置）

第6条 市は、公共工事等の発注により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団等を排除するための必要な措置を講ずるものとする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 [略]
- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3～5 [略]
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7～8 [略]

商号又は名称
代表者職氏名
住 所

役員の一覧表

No.	役 職	フリガナ 氏 名	性別	生年月日	住 所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

注1 この表には、次に該当する者を記載してください。

(1) 法人にあっては、登記されている全ての役員

(2) 個人にあっては、その者(事業主)

2 記載された個人情報は、花巻警察署に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。

3 記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて作成してください。

(様式5)

花巻市役所 生涯学習部新花巻図書館計画室

E-mail : new-library-pj@city.hanamaki.iwate.jp

令和 年 月 日

質 問 票

業者名

担当者名

連絡先 (電話番号)

(F A X)

(E-mail)

「新花巻図書館建設候補地選定に係る意見集約等運營業務委託」について、次のとおり質疑事項を提出します。

項目	(実施要領又は資料名・ページ・項目)
内容	

- 1 質疑の受付期間は、令和6年7月9日(火)から7月16日(火)午後5時までとします。
- 2 質疑は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。
- 3 質疑の趣旨を確認するため、担当者あてに問い合わせをする場合があります。
- 4 選定基準の詳細や配点など、選考に影響のある質疑には、回答しない場合があります。
- 5 回答は、随時花巻市ホームページにおいて公開します。